

防衛省・航空自衛隊から 入札参加希望者の皆様へ 再委託ルールへの厳守



防衛省における公共調達に適正化を図るため、受注者が業務の全部を一括して第三者に委託する「一括再委託」は原則禁止されています。
また、一部を再委託する場合でも、事前に書面による申請と承認が必要です。



一括再委託(丸投げ) の原則禁止



業務全部の再委託は
禁止されています

受注した業務の全部を一括して
第三者に委託することは、原則
として認められません。



適切な履行体制の確保

契約の適正な履行を確保するため、
受注者自身が主体的に業務
を遂行する必要があります。



再委託を行う際の 「事前の書面承認」



必ず「事前に」書面による承認を得てください
再委託を行う場合は、あらかじめ再委託の必要性や相手方の情報を記載した書面を提出し、承認を得る義務があります。



申請書に記載が必要な
主な事項

- ✓ 再委託の理由
- ✓ 相手方の商号・住所
- ✓ 業務範囲
- ✓ 再委託金額
- ✓ 相手方の履行能力など



履行体制の把握と
報告徴収

防衛省は、必要に応じて再委託先を含めた履行体制の報告を求める場合があります。

詳細情報・関連資料

<https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/index.html>